

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成23年3月14日付け答申第105号)

1 事案の概要

H22.7.14 異議申立人 熊本県情報公開条例に基づき、熊本県知事（環境保全課）（以下「実施機関」）に対し、次の文書を開示請求。

- 都市計画道路春日池上線（以下「春日池上線」）万日山トンネルから排出される排気ガス等が、万日山頂上にある熊本市上水道配水池（以下「配水池」）の水質に影響を及ぼす危険性が全くないとする安全安心を担保・保障する資料（以下「文書1」）
- 万日山トンネル坑内に滞留した大気汚染物質等はどうような経緯をたどって消滅していくのか等が分かる文献・事例・計算公式等資料（以下「文書2」）

H22.7.28 実施機関 文書1及び2は作成又は取得していないとして、不存在による不開示決定。

H22.8.23 異議申立人 不開示決定を不服として異議申立て。

H22.9.10 実施機関 熊本県情報公開審査会に諮問（諮問第146号）。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

不開示決定を取り消して、全面開示を求める。

春日池上線を車両が通過する際に発生する大気汚染物質等に関して、配水池への汚染度の安全安心が担保されておらず、文書が「不存在」とは思えない。

環境保全課では予測等を行う立場にないとしているが、熊本県環境保全の諸条例の条文は制定したが、その条例条文理念が遵法されているか否か承知していないということになるので、これを取り消すとともに、不開示決定も取り消して開示していただきたい。

(2) 実施機関

道路が開通することによる周囲への環境影響評価については、事業者が行うこととなっており、環境保全課では予測等を行う立場にない。

よって、環境保全課では、実際の測定や予測を実施していないため、文書1及び2は作成又は取得していない。

3 審査会の判断

春日池上線工事について、環境部局が所管する事務は、周辺環境への配慮の見地から事業部局に対して意見を述べることである。

文書1及び2は、いずれも春日池上線新設工事における万日山トンネル工事の環境影響調査に関する資料であって、事業部局が作成する性質のものであり、熊本県公共事業等環境配慮システムにおいては、環境部局が作成するものではないと認められる。

よって、環境保全課が文書1及び2を保有していないことは十分な合理性を認めることができる。

これらのことから、実施機関が文書1及び2を不存在としたことは妥当である。

諮問実施機関：熊本県知事 諮問日：平成22年 9月10日（諮問第146号） 答申日：平成23年 3月14日（答申第105号） 事案名：都市計画道路春日池上線万日山トンネル内の健康被害物質等調査資料の不開示決定（不存在）に関する件（環境保全課分）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が平成22年7月28日に行った、不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成22年7月14日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、環境保全課が保有するものとして下記のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

記

万日山に熊本市上水道配水池設備（以下「配水池」という。）があるが、その裾野に都市計画道路春日池上線（以下「春日池上線」という。）の新設工事施工中。これに関する開示請求。

- ① 万日山トンネルの入出坑口から山肌に伝って上昇してくる排気ガス、二酸化窒素炭素、浮遊粒子状物質等の人間の健康被害を及ぼす物質等が配水池周辺に滞留し、水質に影響を及ぼす危険性が全くないとする安全安心を担保・保障する資料（以下「本件請求文書1」という。）
- ② 万日山トンネル坑内に滞留した大気汚染物質、二酸化窒素炭素、浮遊粒子状物質等はどうのような経緯を辿って消滅していくのか等が分かる文献・事例・計算公式等資料（以下「本件請求文書2」という。）

- 2 平成22年7月28日、実施機関は、本件請求文書1及び2について、いずれも作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成22年8月23日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする異議申立てを行った。
- 4 平成22年9月10日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

不存在決定を取り消して、開示することを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 熊本県民・熊本市民の命の綱とも言える万日山頂上の配水池の直下に、熊本県事業主が上下2本のトンネルを両側から掘削し、一日交通量2万5千台の車両が通過する幹線道路新設で、大気汚染・浮遊粒子状物質等による頂上配水池等への汚染度の安全安心が担保されておらず、「不存在」とは思えない。

私の開示請求に対して、「不存在」のはずがないと確信するので、迅速に資料等を開示していただき、熊本県環境立県の実証をしていただきたい。

- (2) 万日山トンネルの環境影響評価計算数値の計算過程・途中経過の具体的な説明資料を要求しても、外部委託したパソコン内のプログラムが計算するので、その過程での資料は不存在とのこと。このような数値をもって、環境基準内であるという理由から、不存在とするとは考えられない。よって不存在を取り消して開示していただきたい。
- (3) 熊本市環境保全局公表資料では春日校区に近い古町局において、浮遊粒子状物質は、環境基準に達していないとなっている。古町局と春日校区西側との環境影響要因の格差は、比較にならない幹線道路等新設に晒されている。にもかかわらず基準以内に収まるとの環境影響評価算出数値を信用しろといわれても、社会通念上信じ難い。
- (4) 盆地状のこの地域は、田圃や畑ではなく、現在も6千余人の住民が生活環境改悪の中で日常生活をおくっている。

春日校区西側には、幹線道路新設として他に田崎春日線・熊本駅前西口線・熊本駅南線・区画道路延長5,700m等が新設され、新幹線熊本駅前西口広場に車が押し寄せ、民間経営420台収容立体駐車場新設等も加算・複合・競合しての車の洪水・氾濫が予想される。そして、この地域一帯の上空には、大気汚染・浮遊粒子状物質等が対流・滞留して、配水池の一带に雨と一緒に降り注ぎ、汚染すると考える。

これに対し、何の環境影響分析・検討・審議・審査も行わず、不存在・不作為・怠慢・責務放棄する熊本県職員が現存しているとはとても思えない。

- (5) 道路が開通することによる周囲への環境影響評価については、事業者が行うこととなっており、環境保全課では予測等を行う立場にないとし

ている。熊本県環境保全の諸条例の条文は制定したが、その条例条文理念が遵法されているかいないか、そんなことは知ったことではないとの熊本県環境行政・担当執行職員の理念・欠落・不遵法・不作為の言葉と受け取られる。この記述を取り消すとともに、不開示も取り消して開示していただきたい。

- (6) 当該事業の環境調書は保存年限（5年）経過のため廃棄したとしているが、環境業務を糧としている担当課が、現実に工事真最中の人の健康被害に重大な影響力を持つ調書を、いとも簡単に廃棄できる業務担当理念が蒲島県政下で平然と執行されていたとは驚きである。

第4 実施機関の説明要旨

道路が開通することによる周囲への環境影響評価については、事業者が行うこととなっており、環境保全課では予測等を行う立場にない。

また、道路供用開始後は、大気汚染防止法上熊本市内の大気環境保全については熊本市が監視・指導を行うこととなっている。

よって、環境保全課では、実際の測定や予測を実施していないため、本件請求文書1及び2は作成又は取得していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件請求文書1及び2について

(1) 本件請求文書1について

本件請求文書1は、実施機関が施工している春日池上線工事において新設される万日山トンネルに関して、同トンネル坑口から排出される排気ガス等の人体に健康被害を及ぼす物質等が、万日山頂上にある熊本市上水道配水池の水質に影響を及ぼす危険性が全くないとする安全安心を担保・保障する資料である。

(2) 本件請求文書2について

本件請求文書2は、同じく春日池上線工事において新設される万日山トンネルに関して、同トンネル坑内に滞留した大気汚染物質等は、どのような経緯を辿って消滅していくのかが分かる文献・事例・計算公式等資料である。

2 本件請求文書1及び2の不開示（不存在）決定の適否

実施機関は、第4に記載のとおり、道路が開通することによる周囲への

環境影響評価は、事業者が行うこととなっており、環境保全課では予測等を行う立場になく、本件請求文書1及び2は不存在である旨主張している。

環境影響評価は、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度である。

よって、県が開発事業を行う場合にも、環境影響評価法（平成9年法律第81号）や熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の対象となる事業の場合には、それぞれの規定に基づいて環境影響評価を行うこととされている。

ただ、事業規模によっては、これらの対象とならない事業もあるため、そのようなものについて、県においては、環境保全のための率先行動として公共事業等環境配慮システム要綱が設けられており、春日池上線工事もこの要綱に基づき環境影響評価が行われている。

同要綱によれば、事業部局が調査・予測・評価の結果を環境調書として取りまとめ、環境部局の意見を聴き、この意見を尊重して環境配慮措置を決定し、事業を行うという一連の手続を取ることとされており、環境配慮システムにおいて、環境部局である環境保全課が所管する事務は、事業部局に対して環境配慮の見地から意見を述べることである。

これを本件についてみるに本件請求文書1及び2は、いずれも春日池上線工事における万日山トンネルの環境影響調査に関する資料であって、事業部局が作成する性質のものであり、環境配慮システムにおいては、環境部局が作成するものではないと認められる。

また、本件請求文書1及び2として、環境配慮システムの手続に基づき環境保全課が取得した春日池上線工事に係る環境調書が該当する可能性があるが、この調書は、平成12年度に取得し、保存年限5年を経過した平成18年度に廃棄されている。そして、この調書を環境保全課が廃棄したことの妥当性については、当審査会の答申第102号で述べているとおりであり、首肯できるものである。

よって、環境保全課が本件請求文書1及び2を保有していないことには十分な合理性を認めることができる。

これらのことから、本件請求文書1及び2について、実施機関が不存在による不開示決定を行ったことは、妥当である。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会 長 馬場 啓
 会長職務代理者 上拂 耕生
 委 員 大脇 成昭
 委 員 立山 淳子
 委 員 田中 扶慈子

審 査 の 経 過

	審 査 の 経 過
平成22年 9月10日	・ 諮問（第146号）
平成22年10月 5日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成22年11月 1日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成22年12月10日	・ 審議
平成23年 1月31日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成23年 2月23日	・ 審議